



医薬品副作用被害救済制度とは…

薬の副作用により健康被害を受けられた方を救済するための公的な制度です。

医薬品（病院・診療所で処方されたもののほか、薬局等で購入したものも含みます）を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほど重篤な健康被害が生じた場合に、医療費や年金などの救済給付を行う公的な制度が、「医薬品副作用被害救済制度」です。

いざというときのために、一般の方も、医療関係者の方にも、ぜひ知っておいてほしい制度です。

医薬品副作用被害救済制度による患者さまの救済には、医師、
歯科医師や薬剤師など医療関係者の方々のご理解・ご協力が
不可欠です。

ぜひこの制度を知ってください。患者さまに伝えてください。

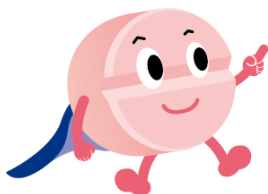
- 副作用被害救済制度のご説明
- 副作用等報告制度に関するご説明

全国どこでも！

に、PMDAより講師派遣いたします。



ドクトルQ



講師の派遣については、交通費、謝礼金等は一切
いただいております。

医療機関内の研修などにお役立てください。

【連絡先】

健康被害救済部企画管理課

◆出前講座に関する連絡先

電話番号：03-3506-9460 Eメール：kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度相談窓口

電話番号：0120-149-931(フリーダイヤル)

受付時間：(月～金)9時～17時(祝日、年末年始を除く)

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度の詳細はPMDAホームページをご覧ください。

<http://www.pmda.go.jp>